

公益社団法人山形県私立学校総連合会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県私立学校総連合会における慶祝及び弔意の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(慶事)

第2条 会員及び関係団体が祝典等記念行事を行う場合には、別表1のとおり対応するものとする。

(弔事)

第3条 会員及び関係者が死亡した場合には、別表2のとおり対応するものとする。

(謝意の表明)

第4条 謝意を表す場合には、その都度、理事代表者会において決定する。

(見舞金)

第5条 会員校(園)の教職員が公務中に死亡した場合及び生徒(園児)が開校(園)中の事故等により死亡した場合には、当該校(園)に見舞金10,000円を支給するものとする。

(付加給付)

第6条 前各条に定めるもののほか、会長が特に必要と認めるときは、理事代表者会で協議し、付加給付等の措置ができるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行い、会員総会に報告するものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事 由	対 応
創立記念、新築・増改築・竣工等	1. 祝辞（祝電）を送る。 2. 会長が会を代表して祝典等に出席する場合には、祝金 10,000 円をおくる。ただし、創立記念については、満 10 年単位として行われる場合に限る。

別表 2

事 由	対 応
会員（設置者、校（園）長及び教職員）の死亡	1. 弔辞（弔電）を送る。 2. 会長が会を代表して葬儀等に参列する場合には、香典 10,000 円をおくる。
会員以外（総連合会の発展に顕著な貢献があると会長が認めた者）の死亡	1. 弔辞（弔電）を送る。 2. 会長が会を代表して葬儀等に参列する場合には、香典 10,000 円をおくる。 3. 会長は、事後に理事代表者会で報告するものとする。